

大 監 第 95 号  
平成 21 年 1 月 22 日

大阪市監査委員 足 高 将 司  
同 広 岡 一 光  
同 高 橋 敏 朗  
同 高 瀬 桂 子

### 住民監査請求について（通知）

平成 20 年 12 月 26 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 16 年 2 月 12 日、大阪市と株式会社ワールドトレードセンタービルディング（以下「WTC 社」という。）及び WTC 社の債権者である金融機関との間で、特定調停手続による民事調停が成立した。

この調停の内容は、大阪市は、WTC 社の各金融機関に対する債務免除後の債務額合計 644 億円につき、各金融機関に対し損失補償を行う、などであった。

その後、WTC 社の再建計画の実行が開始されたが、平成 20 年 7 月、大阪市長は、WTC の再建を断念したため、WTC 社は破綻処理が確実な状況となっている。そして、金融機関が有する担保権の対象である WTC ビルの昨年度末簿価は 160 億円であり（実際の資産価値は、これよりも相当低いと考えられる。）、現在の金融機関などへの債務残額は、約 542 億円（19 年度末）であるから、少なくとも 380 億円を大阪市長が損失補償条項に基づき、弁済をしなければならないことがほぼ確実な状況にある。

特定調停に関わった市長をはじめとする大阪市、WTC、金融機関らは、だれもが大阪市長が WTC 社に支払う賃料が、民間賃料と比較して、いかに高額であるかを知りえたはずである。彼ら特定調停の当事者全員は、特定調停の成立という大命題の前に、大阪市長が適正な賃料しか払わなければ再建計画案は成り立たないという事実を瞑目し、民間賃料と比べて極めて高額な賃料を隠れ補助金として、大阪市長が出し続けることを

容認したのである。

そして、損失補償契約の違法性は、このような賃料の実態が明らかになり、賃料減額を求める市民の声が澎湃とわき起こり賃料が是正され、WTC社の2次破綻が起こっても、なお、金融機関が救済されるよう、大阪市が損失補償契約を締結している点にある。

このような、本件特定調停の当事者全員が行った、金融機関にのみ多大な利益を与えて、ひとり大阪市だけに財政負担を強いるのみである調停案を立案、成立させる行為は、地方財政法2条1項、4条1項、地方自治法（以下「法」という。）2条14項に違反するばかりではなく、公序良俗に反する極めて悪質なものと言わねばならず、違法かつ無効であることは明らかである。また、本件損失補償契約は、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条が禁じる保証契約の脱法行為であり、違法、無効でもある。

現在、大阪市が、損失補償の履行を行うことが確実に予想される状態にあるが、損失補償契約は違法無効であり、その履行としての損失補償の履行も違法、無効な財務会計行為である。

大阪市監査委員に対して、市長その他関係機関が上記損失補償契約に基づき、各金融機関に対して、損失補償の履行を行わないよう勧告することを求める。

## 2 地方自治法第242条の要件に係る判断

法第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

そもそも本件損失補償は、確定判決と同一の効力を有する特定調停の成立に基づくものであるところ、請求人は、契約性を前提として、今後の損失補償契約の履行を本件請求の対象とするものと解されるが、そのこと自体の適否はさておくとしても、請求人において摘示主張すべき違法不当性については、公序良俗違反・地方財政法違反等を理由として損失補償契約の締結自体を違法、無効とするものにとどまり、契約の締結とは別個の財務会計上の行為であって、本来、請求人において具体的な理由をもって摘示主張すべき契約の履行に固有の違法不当性が何ら摘示主張されておらず、それらに関する事実証明書の添付等もない。

仮に、契約締結（先行行為）の違法が契約履行（当該行為等）に承継されるとの主

張と解するにしても、先行行為の性質、違法事由の内容と程度、先行行為と当該行為等との関係等を総合的に考慮し、先行行為の重大かつ明白な瑕疵を主張することなどによって、当該行為等の防止是正等を求めることができ得る場合もあると解されているが、もとより先行行為は、裁判所を介した透明性のある特定調停手続に基づくものであって、特定調停の受諾も市会の議決を経て適法に本市としての意思が決定されたと解するのが相当であることなどからすれば、上記の場合に当たらないのは明らかである。

そうすると、本件請求は、当該行為等の違法不当性を具体的な理由をもって摘示しているものと解することはできず、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。